

【令和 7 年 2 月 20 日更新】

問合先 名古屋市教育委員会文化財保護課
〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目 1-4
名古屋市教育館 8 階
TEL 052-253-9279／FAX 052-253-9217

埋蔵文化財の取り扱いについて

埋蔵文化財とは、土の中や水中などに埋もれている文化財のことで、昔の人の生活の跡（住居や集落の跡）、窯跡などの生産関係遺跡、古墳、貝塚等多様な種類に分類されます。

埋蔵文化財は、原始、古代及びそれ以降の人々の生活、文化、社会を正しく理解するうえでの貴重な歴史資産です。しかも、一度壊されると再び元に戻すことは不可能ですので、その保護については特に注意深く扱うことが必要です。

しかし、現在の私たちが生活し活動していくためには、開発行為等により、埋蔵文化財を壊さざるを得ないことがあります。そうした場合には、埋蔵文化財の持つ歴史情報を後世に残し伝えるため、事前に発掘調査を行って記録を残すことで保存に代えることもやむをえないことです。

このパンフレットは、民間の事業者の方々が埋蔵文化財のある土地で工事を行う場合に、文化財保護法で定める必要な手続きなどについてお知らせするものです。

1. 周知の埋蔵文化財包蔵地

文化財保護法では、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と言います。

2. 周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土地の掘削等を伴う工事（建物建築・建物撤去・外構工事・造成工事・埋め立て工事・地盤改良工事など）を行う場合、工事の種別や規模にかかわらず、工事着手予定日の 60 日前までに文化財保護法第 93 条第 1 項に基づいて届出を提出することが義務付けられています。

3. 周知の埋蔵文化財包蔵地の確認

工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地内であるかどうか、あらかじめご確認ください。確認方法は以下の通りです。

- ① ウェブサイト「愛知県統合型地理情報システム マップあいち」内の愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）、または、刊行物の「名古屋市遺跡分布図」を閲覧する

※愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）は、名古屋市公式ウェブサイト掲載の「周知の埋蔵文化財包蔵地（名古屋市遺跡分布図）」（名古屋市の公式ウェブサイト→サイト内検索の窓に「周知の埋蔵文化財包蔵地」と入力し検索）のページからお調べいただけます。

- ② （①で確認した結果、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する、または、周知の埋蔵文化財包蔵地が近くにある場合）文化財保護課に照会する

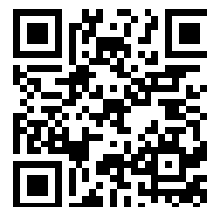
A. logo フォームで照会する

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/mX9C/871771>

照会には、1.照会者の情報 2.回答送付先アドレス

3.照会場所の住 4.位置情報の指定 5.照会目的 6.工事予定時期

7.照会場所の位置図（pdf・jpg・png 対応）の入力・添付が必要です。



B. 窓口で照会する

文化財保護課（名古屋市教育館 8 階）にご来室ください。照会する土地を明示した地図をご持参ください。

★埋蔵文化財包蔵地の照会は、現在、電話・FAX・メールでは受け付けておりません。
ご了承ください。

4. 周知の埋蔵文化財包蔵地内において工事を実施する前の手続き

（1）事前協議

工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地内であることが判明したら、文化財保護課に連絡の上、来室し、すみやかに事前協議を行ってください。来室の際には、掘削規模がわかる工事計画図（例：配置図、平面図、基礎図面など）を持参してください。図面等が整っていない場合は、概略の説明でも構いません。

また、工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に近接する場合についても、文化財保護課にご連絡ください。

（２） 確認調査・試掘調査

工事予定地において、埋蔵文化財の具体的な状況が把握されていない場合があります。埋蔵文化財の残存の有無などを確認するため、確認調査もしくは試掘調査の実施が必要となることがあります。また、工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に近接している場合、工事中に埋蔵文化財が発見される可能性があります。工事中に埋蔵文化財が発見された場合、事業計画に影響がありますので、不測の事態を避けるために事前の確認調査もしくは試掘調査をご検討ください。

確認調査もしくは試掘調査は、土地所有者からの埋蔵文化財確認・試掘調査依頼書及び埋蔵文化財確認・試掘調査承諾書の提出を受けて、文化財保護課が実施します。

※埋蔵文化財確認・試掘依頼書及び埋蔵文化財確認・試掘調査承諾書は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます（名古屋市の公式ウェブサイト→サイト内検索の窓に「埋蔵文化財の取り扱いについて」と入力し検索→ページ下端の各種様式より「埋蔵文化財確認・試掘調査依頼書」及び「埋蔵文化財確認・試掘調査承諾書」をクリック）。

※届出者の押印は不要です。

※埋蔵文化財確認・試掘調査承諾書については、土地所有者の自署が必要です。

（３）「埋蔵文化財発掘の届出」の提出

文化財保護法第 93 条第 1 項に基づき、工事着手予定日の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘の届出について」を提出してください。

※「埋蔵文化財発掘の届出について」は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます（名古屋市の公式ウェブサイト→サイト内検索の窓に「埋蔵文化財の取り扱いについて」と入力し検索→ページ下端の各種様式より「埋蔵文化財発掘の届出」をクリック）。

※「埋蔵文化財発掘の届出について」1 枚目下方の「添付書類」に記載の図面とともに文化財保護課まで提出してください。写し 1 部と合わせて、計 2 部の提出が必要です。

※掘削の範囲及び深さは、朱書きで示してください。また、地盤改良に関する情報（工法や杭の本数・位置がわかる図など）も添付してください。

※届出者は、工事を計画する事業者（施主）です（届出者の押印は不要です）。

5. 「埋蔵文化財発掘の届出」に対する指示

届出に対して、文化財保護法第 93 条第 2 項に基づき、「周知の埋蔵文化財包蔵地

における土木工事等にかかる埋蔵文化財の取り扱い」を通知します。通知の指示にしたがって土木工事してください。

通知の指示内容は、

- ① 発掘調査の実施
- ② 常時立会の実施
- ③ 工事立会の実施
- ④ 慎重工事

の四つに分かれます。

※着工直前に届出を提出した場合、通知の判断に一定の期間を要するため、また、指示内容によっては工事着工が遅れる場合があります。

① 発掘調査の実施・・・費用負担が必要です（個人が自宅を建てる場合は除く）

工事に伴う掘削などにより、埋蔵文化財の現状が保存できないと判断された場合に、工事を計画する事業者（施主）に対し記録保存のための発掘調査の実施を指示するものです。なお、地盤改良工事によって、埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合についても、発掘調査の実施が必要となる場合があります。

この発掘調査は、専門知識のある者が行う必要があります。

名古屋市教育委員会は、個人が自宅（居住用住宅）を建設する場合の発掘調査を行います（年度の途中では実施が困難な場合があります）。

そのほかの民間事業に伴う発掘調査は、本市の求める条件を満たした民間の発掘調査機関にご依頼をお願いいたします（発掘調査に係る費用は、事業者負担をお願いしています）。

なお、本市が調査を実施する場合の費用等の目安は次の通りです。いずれも全体の規模や埋蔵文化財の状況・敷地条件等によって増減します。また、発掘調査着手前に事前の準備期間が1ヵ月以上必要となります。

費用： 1㎡あたり 25,000円 ～ 30,000円

期間： 1ヵ月あたり 300㎡

② 常時立会の実施・・・費用負担が必要です

工事等を行う対象地域が狭小で発掘調査が実施できない場合等に、教育委員会の監理の下、専門知識のある者による常時の立会いを指示するものです。埋蔵文化財の状況を確認・記録しながら工事を進めていただきます。

その際、遺構や遺物が確認された場合は、一時的に工事を中断し遺物の採集・写真撮影などを行います。

③ 工事立会の実施…費用負担はありません

埋蔵文化財に与える影響が軽微であると判断された場合に、実際の施工状況を工事現場において届出書類に照らして内容を確認し、また、遺跡に関する情報を現地で収集するものです。遺構や遺物が確認された場合は、遺物の採集・記録作業などを行います。届出の工事については計画通りに行って差し支えありませんが、工事を一時的に中断していただく場合があります。

文化財保護課学芸員が工事立会します。工事着手前の 10 日前までに工程等をご連絡ください。

④ 慎重工事…費用負担はありません

発掘調査や工事立会の必要がないと判断されたときには、届出の工事を行って差し支えありません。ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地内の掘削であることから、埋蔵文化財を損なうことのないよう慎重に工事を進めてください。

なお、工事の施工中に遺構・遺物を発見されたときは、すみやかに文化財保護課へ連絡のうえ、指示にご協力くださるようお願いいたします。

6. 遺跡を発見した場合

埋蔵文化財は、地中などに埋もれているという性質上、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地で新たに発見される場合があります。

工事中に土器等が出土して遺跡であると思われたときは、文化財保護法第 96 条に基づき、現状を変更することなく、ただちに名古屋市教育委員会経由で愛知県知事宛て届出が必要です。遺跡を発見しましたら、すみやかに文化財保護課にご連絡ください。

[発掘調査等の手続き概要一覧]

対 象 行 為		届 出 先	手 続 き 等	指 示 内 容 等	根 拠
埋蔵文化財を調査するための発掘 (発掘調査)		愛知県知事 (市教委文化財 保護課経由)	発掘着手予定 時期の30日 前までに届出	① 発掘に関し必要な事項 ② 報告書の提出 ③ 発掘の禁止、 停止、中止命令	法 92 条
周知の埋蔵文化財包蔵地内での埋蔵文化財の調査以外の発掘	国の機関等以外による発掘	市教育委員会	発掘着手予定 時期の60日 前までに届出	① 当該発掘前における埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査の実施 ② その他の必要な事項	法 93 条
	国の機関等による発掘	愛知県知事 (市教委文化財 保護課経由)	発掘の事業計画策定前の通知	① 事業計画策定に際しての協議 申し入れ(協議の 応諾義務) ① 埋蔵文化財保護上の必要な勧告	法 94 条

*このパンフレットは、黒枠内を対象にご案内しています。